

## 富山県利賀芸術公園の指定管理候補予定者の選定結果について

### 1 指定管理者制度を募集する公の施設

- (1) 名称 富山県利賀芸術公園
- (2) 所在地 南砺市利賀村上百瀬48
- (3) 施設概要  
敷地面積 124,004.34㎡ (富山県所有部分57,030.00㎡)  
建物面積 8,035.15㎡ (富山県所有部分 5,974.39㎡)
- (4) 主な施設 利賀山房(250名収容)、野外劇場(800名収容)、  
新利賀山房(400名収容)、岩舞台(200名収容)、  
利賀スタジオ(150名収容) など

### 2 指定管理者の募集概要

- (1) 指定管理者に実施させる業務概要
- ①利賀芸術公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ②文化の振興に関する業務
  - ③利賀芸術公園の利用の承認に関する業務
  - ④利賀芸術公園の利用料金の徴収に関する業務
  - ⑤その他
- (2) 指定期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)

### 3 公募状況

- (1) 申請者数 1団体
- (2) 申請者 (公財)富山県文化振興財団

### 4 審査結果

10月24日に開催した富山県利賀芸術公園指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補予定者を選定しました。

#### (1) 審査基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (条例第4条第1号)	県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の設置目的の達成、効用の最大限の発揮 (条例第4条第2号)	・施設設置目的の達成 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ・関係団体との連絡調整 ・利用の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	60
3 施設の効率的な管理 (条例第4条第2号)	・施設に係る経費節減策	10
4 施設の管理運営を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 (条例第4条第3号)	・申請者の財政的基礎及び信用力 ・安定的な運営が可能な人的構成	30
合計		100%

(2) 審査概要

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の設置目的の達成、効用の最大限の発揮(360点)	3 施設の効率的な管理(60点)	4 施設の管理運営を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成(180点)	合計 (600点中)
(公財)富山県文化振興財団	適	262点	60点	133点	455点

審査の概要

申請者が1者であったため、審査基準(1を除く)ごとに配点の6割を合格基準点と設定し、これを上回った場合に、当該申請者を指定管理候補予定者として選定することとした。

- ・審査基準1~4のすべてについて、合格点(6割)を超える得点を得た。
- ・審査基準1については、県民の平等な利用が確保されていると評価された。
- ・審査基準2については、利賀芸術公園のこれまでの事業との継続性・整合性に配慮された事業提案である点について評価された。
- ・審査基準3については、指定管理料の上限額の範囲内となっており、適正と評価された。  
(公財)富山県文化振興財団 515,196千円
- ・審査基準4については、これまで業務を行ってきた実績や他施設との連携体制など、運営が可能な人員体制を有していることが評価された。

(総評)

既存管理団体1団体のみ申請であった。これまでの実績やノウハウに加え、富山県利賀芸術公園の設置目的・使命の理解などが総合的に評価された。